## 【令和5年度 附属機関の会議開催状況】

	=r htt	D 11-	A AC OIL CL	公開·非公開	開催回数	会議録の	委員数	市民委員の公募の有無
No.	所管	名称	根拠法令	(一部公開・非公開の根拠)	傍聴者 数	公開	市民 委員数	/公募していない場合の理由
ı	総務部 人事室	箕面市特別職議員報酬等審議会	箕面市特別職議員報酬等審議会条 例	公開	0回	令和5年 度開催な し	0人 0人	_
2	総務部人事室	集面市議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等認定委員会	箕面市議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条	一部非公開(箕面市議会の議員その 他非常勤の職員の公務災害補償等	回	非公開		無/大阪府市長会のとりまとめによって委員を選出しているため(運営上、府下各自治体の同一目的に
	総務部	箕面市議会の議員その他非常勤の	例	に関する条例施行規則第5条第5項) 一部非公開(箕面市議会の議員その他	0人	令和5年		よる委員会委員を兼ねることになるため) 無/大阪府市長会のとりまとめによって委員を選出
3		職員の公務災害補償等審査会	職員の公務災害補償等に関する条 例	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第22条第5項)	0人	度開催な し	0人	しているため(運営上、府下各自治体の同一目的に よる委員会委員を兼ねることになるため)
4	総務部 市民安全政策室	箕面市防災会議	·災害対策基本法 ·箕面市防災会議条例	公開	一回	行政資料 コーナー、 市ホーム	27人	無/箕面市防災会議条例第3条第5項において委 員の属性が規定されているため
	中氏安全以東至				0人	ページ	17	
5	総務部 市民安全政策室	箕面市国民保護協議会	<ul><li>・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</li><li>・箕面市国民保護協議会条例</li></ul>	公開	0回	令和5年 度開催な し		無/武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律第40条に会長及び委員の組織 が規定されているため
6	総務部	箕面市情報開示審査会	箕面市情報開示審査会条例	非公開 (箕面市情報開示審査会条例施行	10回	行政資料	5人	無/審議する内容の専門性が高く、相応の知識や
	総務室	大面 1- 16 1KM 7- 田正区	X III TO	規則第3条第4項)	0人	コーナー	0人	経験を有することが必要であるため
7	総務部 総務室	1	箕面市個人情報の保護に関する法 律施行条例	公開	0回	行政資料 コーナー、 市ホーム	7人	無/審議する内容の専門性が高く、相応の知識や経験を有することが必要であるため
	松坊主	会	1年/他1] 宋[7]		0人	ページ	0人	
8	総務部 財政経営室	箕面市総合計画審議会	箕面市総合計画審議会	公開	0回	令和5年 度	0人	_
	<b>財政経呂至</b>				0人	開催なし	0人	
9	総務部	<b>美面市行政不服審査会</b>	箕面市行政不服審査に関する条例	非公開(箕面市行政不服審査に関す	3回	非公開	3人	無/箕面市行政不服審査に関する条例第4条の規 定により、法令又は行政に関して優れた識見を有す
	行政不服審査室			る条例施行規則第2条第4項)	0人		0人	ることが求められるため
10	総務部	箕面市いじめ重大事態再調査委員	箕面市いじめ問題対策連絡協議会	非公開(箕面市いじめ重大事態再調	2回	非公開	4人	無/箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第   1条の規定により、法律、医療、心理、福祉、教育等
	行政不服審査室	会	等条例	查委員会規則第3条第2項)	0人		O人 に関し専門的な知識又は経験を有する られるため	に関し専門的な知識又は経験を有することが求め られるため

No.	所管	名称	根拠法令	公開・非公開 (一部公開・非公開の根拠)	開催 回数 傍聴者 数	会議録の 公開	委員数 市民 委員数	市民委員の公募の有無 /公募していない場合の理由
11	人権文化部 人権施策室	箕面市人権施策審議会	箕面市人権のまち条例	公開	3回	行政資料 コーナー、 市ホーム ページ	10人	有
12	人権文化部 生涯学習·市民活 動室	集面市非営利公益市民活動促進委 員会	算面市非営利公益市民活動促進条 例	公開	0回	令和5年 度開催な	0人 0人	_
13	市民部	箕面市競争の導入による公共サービ スの改革に関する法律に基づく審議 委員会	箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議 委員会設置条例	公開	0月 0人	公開	3人	無/箕面市競争の導入による公共サービスの改革 に関する法律に基づく審議委員会設置条例第4条 により、委員は公共サービスに関して優れた識見を
14	市民部	箕面市住居表示審議会	<b>箕面市住居表示審議会設置条例</b>	公開	0回 0人	令和5年 度開催な し	0人	有する者と定められているため 無/箕面市住居表示審議会設置条例第6条により、委員は市民又は住居表示の整備を要する地域 に居住する者と規定されているため
15	市民部国民健康保険室	箕面市国民健康保険運営協議会	箕面市国民健康保険条例	公開	2回 0人	行政資料 コーナ、市 ホーム	13人	無/箕面市国民健康保険条例第2条により、委員の属性が定められているため。
16	市民部環境クリーンセンター	箕面市廃棄物減量等推進審議会	箕面市廃棄物減量等推進審議会設 置条例	公開		ページ 行政資料 コーナー、 市ホーム	12人	有
17	健康福祉部健康福祉政策室	箕面市保健医療福祉総合審議会	箕面市保健医療福祉総合審議会条 例	公開	5回	ページ 行政資料 コーナー、 市ホーム ページ	17人	有
	健康福祉部	箕面市障害者介護給付費等支給判	・障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 ・箕面市障害者介護給付費等支給判	非公開(箕面市障害者介護給付費	25回		14人	無/委員は、障害者の実情に通じた者のうち、障害
18	障害福祉室	定審查会	定審査会規則 ・箕面市障害者介護給付費等支給判 定審査会の委員の定数を定める条例	等文給判定番貸会規則第7余第4 項)	0人	□非公開		保健福祉の学識経験を有する者で、中立かつ公正な立場で審査が行える者を選定しているため
19	健康福祉部高齢福祉室	箕面市介護認定審査会	介護保険法 介護保険法施行令 箕面市高齢者等介護総合条例 箕面市介護認定審査会規則	非公開(個人情報を扱う会議のた め)	0人	·非公開		無/介護保険法第15条により、組織する委員は 「要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識 経験を有する者」と定めがあるため

No.	所管	名称	根拠法令	公開・非公開 (一部公開・非公開の根拠)	開催 回数 傍聴者	会議録の 公開	委員数市民	市民委員の公募の有無 /公募していない場合の理由
					数		委員数	
20	健康福祉部	<b>箕面市予防接種健康被害調査委員</b>	箕面市予防接種健康被害調査委員	非公開(予防接種による個人の健康	一回	非公開	10人	無/条例に専門医師、関係機関による人員構成が
	地域保健室	会	会条例		0人		0人	定められているため
	7 V/11++ -//11+				3回	行政資料	18人	
21	みどりまちづくり部 まちづくり政策室	箕面市都市計画審議会	箕面市都市計画審議会設置条例	公開	127	コーナー、 市ホーム	3人	有
					12人	ページ 行政資料		
22	みどりまちづくり部	<b>美面市都市景観審議会</b>	算面市都市景観条例 第一章	公開	3回	コーナー、	9人	有
	まちづくり政策室	<b>英</b> 國中軍中京助軍威公	共画中部中京観本四		2人	市ホーム ページ	3人	H
					0回	令和5年	3人	無/審査内容は専門性も高く、条例にも「委員は、
23	みどりまちづくり部 まちづくり政策室	箕面市景観審査委員会	箕面市都市景観条例	非公開(箕面市都市景観条例施行規則第32条)		度開催な		法律、景観、建築、都市計画又は行政に関し優れた 経験と知識を有する者の内から市長が任命」とある
	6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0人	L	0人	ため
	7 1 11 + 4 2 11 + 7		做了七十 <b>二</b> 只由放业。由然,这	非公開(箕面市中高層建築物の建築	0回	令和5年	2人	無/箕面市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第7条第3項の規定により、法律、 建築又は行政の分野に関し学識経験を有する者の うちから市長が任命するととなっているため
24	みどりまちづくり部 まちづくり政策室	箕面市建築紛争あっせん委員会	箕面市中高層建築物の建築に係る 紛争の調整に関する条例	に係る紛争の調整に関する条例第 ———	0.1	度開催な	0.1	
				10余)	0人	C	0人	
0.5	みどりまちづくり部	<i>你</i>	   箕面市中高層建築物の建築に係る	非公開(箕面市中高層建築物の建築	0回	令和5年	4人	無/箕面市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第10条第3項の規定により、法律、
25	まちづくり政策室	箕面市建築紛争調停委員会	紛争の調整に関する条例	に係る紛争の調整に関する条例第 16条)	0人	度開催な し	0人	建築又は行政の分野に関し学識経験を有する者の うちから市長が任命することとなっているため
					0回	令和5年	0人	
26	みどりまちづくり部 環境動物室	箕面市紛議調整委員会	<b>箕面市環境保全条例</b>	非公開(箕面市環境保全条例施行 規則第31条)		度開催な		無/委員には専門的な知識・経験が必要であるため
	宋先幼 170 主			がおります。	0人	L	0人	u,
	みどりまちづくり部				0回	令和5年 7人 - 度開催な し 0人	7人	無/委員には専門的な知識・経験が必要であるた
27	環境動物室	環境影響評価専門委員の会議	箕面市環境保全条例施行規則	公開	0人			0人
				如北八明 <i>(吹</i> ナナーデュー 24.25	00	A 1- F #	年 6人	
28	みどりまちづくり部 審査指導室	箕面市ラブホテル建築行為規制審議 会	箕面市ラブホテル建築の規制に関す る条例	一部非公開(箕面市ラブホテル建築 の規制に関する条例施行規則第13 条第5項)	0回	令和5年 度開催な		無/資格、学識経験等の委嘱条件が施行規則で
	<b>省旦汨守至</b>				0人	L	0人	定められているため
	みどりまちづくり部 審査指導室	箕面市建築審査会	箕面市建築審査会条例	公開	3回	行政負料     コーナー   —	7人	無/建築基準法第79条第2項により、法律、建築、
29					311			都市計画等に関する優れた知識と経験を有するこ
					3人		0人	と等の委嘱条件が規定されているため

No.	所管	名称	担加法人	公開·非公開	開催 回数	会議録の	委員数	市民委員の公募の有無
INO.	門官	石柳	根拠法令	(一部公開・非公開の根拠)	傍聴者 数	公開		/公募していない場合の理由
30	上下水道局	箕面市水道事業及び公共下水道事	箕面市水道事業及び公共下水道事	公開	回	行政資料 コーナー	13人	有
30	経営企画室	業運営審議会	業運営審議会条例	\(\alpha\)	2人	市ホーム ページ	2人	179
31	ボートレース事業	箕面市ボートレース事業運営審議会	箕面市ボートレース事業運営審議会	公開	4回	行政資料 コーナー	20人	無/箕面市ボートレース事業運営審議会条例第3
31	企画室	共画中小・「レーヘ尹未延呂番戚云	条例	\(\alpha\)	0人	市ホーム ページ	0人	条に委員は、「市議会議員」又は「識見を有する者」 と定められているため
22	市立病院 新市立病院整備	箕面市新市立病院整備審議会	箕面市新市立病院整備審議会設置	公開	0回	市ホーム	日人	有
32	室	<b>兵国中利中亚州</b> 加亚佣 <b>省</b> 威云	条例	Δ (#)	0人	ページ	2人	TH THE THE THE THE THE THE THE THE THE T
33	市立病院 新市立病院整備	箕面市立病院指定管理者評価委員	箕面市病院事業の設置等に関する	一部公開	2回	市ホーム	6人	有
33	室	会	条例	P 公 (#)	1人	ページ	1人	TH THE THE THE THE THE THE THE THE THE T
34	子ども未来創造局	箕面市通学区域審議会	算面市通学区域審議会条例 第1000 第1000 第10000 第1000 第10000 第1000 第1	公開	5回	市ホーム ページ	14人	無/過半数を超える委員がPTAをはじめとする市内 で活動する団体の代表者かつ市民であるため。
54	教育政策室	<b>共国中型于区域省成</b> 公	<b>共田中型于区场省成公木</b> //	Δ Im	21人		0人	
35	子ども未来創造局	箕面市子ども・子育て会議	集面市子ども・子育て会議条例 第一章	公開	1回	市ホーム	iホーム 12人 ページ 2人	<b>-</b> 有
	教育政策室	хшт 100 1 г. хий	× 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		0人	ページ		
36	子ども未来創造局	箕面市支援教育充実検討委員会	<b>箕面市支援教育充実検討委員会設</b>	公開	3回	あり	12人	無/保護者委員については、支援学級保護者会から選出されるため
	人権施策室	XM T ZWW N N N N N N N Z X Z	置条例		13人	市HP	2人	
37	子ども未来創造局	箕面市いじめ問題対策連絡協議会	箕面市いじめ問題対策連絡協議会	一部公開(箕面市いじめ問題対策連 絡協議会等の組織及び運営に関する	一回	公開 10人	10人	-無/経験豊かなPTA役員を選出しているため
	児童生徒指導室	<u> </u>	等条例	規則第4条)	0人		1人	//// 11-1//
38	子ども未来創造局	箕面市いじめ等調整委員会	箕面市いじめ問題対策連絡協議会	非公開(箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規	6回	非公開	5人	無/委員は法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者である必要がある
	児童生徒指導室	<b>2、四 1 ・ 0 ∞ / 1 回立正 久 穴 仏</b>	等条例	則第6条)	0人	7, 41/11	0人	ため
39		箕面市いじめ重大事態 第三者調査 委員会	査 箕面市いじめ問題対策連絡協議会 等条例	非公開(箕面市いじめ問題対策連絡 協議会等の組織及び運営に関する規 則第6条)	3回	非公開	4人	  無/委員は法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専  門的な知識又は経験を有する者である必要がある
34					0人		0人	「门时は知識又は経験を有りる有(ある必要がある ため

No.	所管	名称	根拠法令	公開・非公開 (一部公開・非公開の根拠)	開催 回数 傍聴者	会議録の 公開	委員数 市民 委員数	市民委員の公募の有無 /公募していない場合の理由
40			箕面市いじめ問題対策連絡協議会	非公開(箕面市いじめ問題対策連絡 協議会等の組織及び運営に関する規	2回	非公開		無/委員は法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専 門的な知識又は経験を有する者である必要がある
	児童生徒指導室	委員会	等条例	則第6条)	0人		0人	ため
41	子ども未来創造局	集面市奨学生選考委員会 第面市奨学生選考委員会	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	非公開(箕面市奨学金選考委員会	0回	令和5年 度開催な	5人	無/箕面市奨学資金条例第2条の2第3項に委員
	学校生活支援室		大面中久 1 英亚圣亚木//1	規則第3条第4項)	0人	U L	0人	資格が規定されているため
42	子ども未来創造局 保育幼稚園総務			非公開(箕面市立保育所民営化法人選 定委員会の会議の非公開に関する規則 及び箕面市立幼稚園民営化法人選定委	0回	令和5年 度開催な	0人	無/委員として児童の保護者及び地域代表を選出
72	室	選定委員会	選定委員会条例	員会の会議の非公開に関する規則第2 条、附属機関の会議の運営の基準を定 める規則第5条第8号)	0回	L	0人	しているため。
43	子ども未来創造局	<b>箕面市社会教育委員会議</b>	・社会教育法 ・箕面市社会教育委員に関する条例	八明	1回	行政資料 コーナー、	10人	有
43	文化国際室	<b>共</b>	・箕面市社会教育委員会議規則	公用	1人	市ホーム ページ	2人	7/8
44	子ども未来創造局	箕面市生涯学習審議会	•箕面市生涯学習審議会条例	公開	一回	行政資料 コーナー、	10人	有
	文化国際室	· 英國中工程于日宙成立	· 箕面市生涯学習審議会規則	Δ (m)	1人	市ホーム ページ	2人	76
45	子ども未来創造局	箕面市文化財保護審議会	<b>箕面市文化財保護条例</b>	公開	0回	行政資料	6人	無/高度な専門性を必要とするため。
45	文化国際室	共画中文化的体践 <b>省</b> 議会	兵画中文化的 体破术的	A III	0人	コーナー	0人	
46	子ども未来創造局	箕面市立図書館協議会	<b>箕面市立図書館協議会設置条例</b>	公開	2回	市ホーム ページ	10人	<i>5</i>
40	中央図書館	共囬叩址凶眚眳協議会	共闽中址凶青眳協議会設直余例	公開	0人		2人	有
47	子ども未来創造局	<b>姓</b> 五 1 + 、 41. 1 1 1 1 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	箕面山ニホンザル保護管理委員会	公開	2回	行政資料コーナー、		無/専門知識を有するか、猿被害の関係者である
4./	天然記念物室	箕面山ニホンザル保護管理委員会	条例	公	0人	市ホーム ページ	1人	必要があるため。